

八月二十五日から 住基ネットがさらに便利になります

電子政府・電子自治体の基盤となるシステムに向けて

平成十四年八月にスタートした「住民基本台帳ネットワークシステム」

(以下、「住基ネット」という)は、すべての市区町村の住民基本台帳を専用回線で結び、住民サービスの向上や行政の効率化を図るシステムです。

すでに、住基ネットからの情報提供によって、全国共通の本人確認ができるようになり、今年四月からはパスポート申請時に住民票の写しが不要になっています。

さらに八月二十五日から、住基ネットの第2次稼働により、住民基本台帳カードが誕生します。電子政府・電子自治体の基盤となり、ますます便利になる住基ネットを詳しく紹介します。

Points

住民基本台帳ネットワークシステムの
第2次稼働で便利になること

- 1 全国どこでも自分や世帯員の住民票の写しがとれるようになります
- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、引っ越しの際に必要な転入転出手続が簡素化されます
- 3 住民基本台帳カードが希望者に交付されます



住基ネットの第2次稼働でさらに住民サービスの向上、行政の効率化を図る(写真は岐阜県各務原市役所)

住民基本台帳ネットワークシステムの経緯

平成6年8月	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」発足
平成8年3月	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」の最終報告
平成8年7月	「住民基本台帳ネットワークシステム懇談会」発足
平成8年12月	「住民基本台帳ネットワークシステム懇談会」意見概要の公表
平成9年6月	「住民基本台帳ネットワークシステムの構築について(住民基本台帳法一部改正試案)」公表、意見募集
平成10年2月	「法律案の骨子」公表、意見募集
平成10年3月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」国会提出
平成11年8月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
平成11年11月	指定情報処理機関の指定(財団法人地方自治情報センター)
平成12年9月	住基ネット基本設計完了
平成13年12月 ～平成14年3月	総合運用テスト
平成14年5月～7月	データ整備
平成14年8月5日	住基ネットの第1次稼働 住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報提供
平成14年8月	「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」の設置
平成14年12月	電子政府・電子自治体推進のための行政手続オンライン化関係3法の成立、公布
平成15年8月25日	住基ネットの第2次稼働 住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳ネットワークシステムの経緯と目的

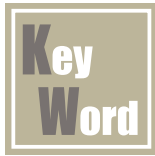
行政サービスの向上にはネットワーク化が不可欠

住民基本台帳には住民の氏名、住所、生年月日、性別などの基本事項のほか、戸籍の表示、世帯主との続柄、選挙人名簿登録などに関する事項が記載されています。まさに市区町村行政の基礎資料

といえるでしょう。すでにほとんどの市区町村でこの住民基本台帳をコンピュータ管理していますが、さらに行政の合理化を進めるために市区町村間を専用回線で結び、地域を越えた住民基本台帳の事

務処理、さらには、行政機関への本人確認情報の提供を図ることが期待されていました。「住民基本台帳ネットワークシステム」以下「住基ネット」というには、法案提出までに四年という歳月を費やしています。研究会や懇談会を開いたり、法律案の骨子を公表して意見募集したりするなど、幅広くかつ慎重に検討を重ねてきました。そして、平成十年三月に「住民基本台帳法の一部を

改正する法律案」が国会に提出され、翌十一年八月に可決、公布されたのです。住民負担の軽減、行政サービスの向上、国と地方公共団体との行政改革などを図るためにも、行政の高度情報化は不可欠です。住基ネットは、こうした社会の要請にこたえる基盤となるとともに、全国で本人確認を効率的に行うことのできる画期的なシステムといえるのです。



住民票コード

平成十四年八月から、すべての国民の住民票に記載された十一けたの数字による番号。この番号は市区町村から本人に直接通知され、本人の申出による変更も可能。

電子政府

二〇〇三年の実現を目指している政府のミレニアム・プロジェクトの一つで、国への申請・届出などの行政手続をインターネット上で行う。行政の簡素化・効率化と国民の負担軽減を目的とし、実現すれば二十四時間いつでもインターネットを通じて可能になる。

ファイアウォール

組織内のコンピュータやLANに對する外部からの不正侵入を防止するために設けられたセキュリティシステム。本来は防火壁という意味。

IDS（侵入検知装置）

ファイアウォールを通過した予期できないアクセスがあった場合、それを検知して知らせくれるセキュリティシステムのこと。

住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

総務大臣の諮問機関で、住民基本台帳ネットワークシステムの運営、個人情報保護措置、セキュリティ対策、地方公共団体の体制などの在り方について幅広く調査審議を行うのが目的。学識経験者や

全国共通の本人確認が可能なシステムの活用

パスポート申請時などで住民票の写しが不要に

住民票ネットは、全国の市区町村で保有している住民基本台帳をネットワークで結び、本人を特定する基本四情報（氏名、生年月日、性別、住所）と、法改正で住民票への記事事項として新たに設けられた十一けたの住民票コード、これらの変更情報の六情報によって、全国共通の本人確認を可能にするシステムとして、平成十四年八

住基ネットの活用

第1次稼働

平成14年8月5日から

- 行政機関への本人確認情報の提供
住民票の写しの添付や現況届の省略が可能に

e-Japan重点計画に基づく
電子政府・電子自治体の
基盤のために

- 公的個人認証サービスへの活用
(平成15年度から運用予定)
- 申請・届出等手続のオンライン化に際し、住民票の写しの添付に代えて、本人確認情報を提供

第2次稼働

平成15年8月25日から

- 住民票の写しの広域交付
全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しがとれるように
- 転入転出の特例
引っ越しの手続で窓口に行くのは転入時1回だけに
- 住民基本台帳カードの交付
転入転出特例等で活用
条例で定める機能を追加可能
身分証明書としても活用

月にスタートしました。

このシステムが導入されたことで、私たちの生活はどう変わったのでしょうか。

行政機関ではこれまで、各種の申請・届出をする時には、本人確認のため、申請者に住民票の写しを添付するよう求めていました。また、共済年金や恩給などを支給する場合には、受給者から現況届などを提出してもらって生存確認を行っていました。そのため、市区町村の住民課等の窓口が混雑したり、年金受給者の死亡確認が取れず年金を過払いしたりするケースも見受けられました。

しかし、住民基本台帳がネットワーク化されたことにより、市区町村ごとに保有している住民票の情報のうち、本人確認の六情報を都道府県と指定情報処理機関（現在は地方自治情報センター）が保有することになります。それらを法律や条例に定められた行政機関等に提供できるので、申請者や年金受給者にとっては、住民票の写しをとったり、証明を受けたりする負担等がなくなり、行政機関では、常に最新の居住確認や生存確認ができるため、適正で効率的な行政運営が可能になります。

具体的にいえば、今年四月から、パスポート交付の申請、あるいは建設業の技術検定を受検申請する時などに提出していた住民票の写しが不要となりました。また、

地方公共団体代表で構成。

IT戦略本部

IT社会に関する施策を重点的に進めるため、平成十三年一月、内閣に設置された。本部長は内閣総理大臣。正式名称は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略。

八月二十五日からシステムが第二次稼働 住民基本台帳カードが登場します

【具体的サービス】

八月二十五日からの住基ネットの第二次稼働により、私たちの生活はますます便利になります。具体的なサービスは次のとおりです。

住民票の写しの広域交付

これまで住民票の写しは、本人が住んでいる市区町村でしかとることができませんでしたが、全国どこの市区町村でも本人と世帯員の住民票の写しがとれるようになります。

転入転出手続の簡素化

八月から交付される住民基本台帳カード以下「住基カード」というものを持っていけば、引越しの手続で行政機関の窓口に行くのは、転入時の一回だけで済むようになります。ただし、事前に郵送等で転出届を提出する必要があります。

恩給受給者が毎年提出していた受給権調査申立書の市区町村長証明を省略し、共済年金の受給者が毎年申請していた現況届も原則廃止されたのです。このように、住基ネットは住民負担の軽減と行政機関の事務の簡素化や効率化に大きく役立っています。

住民基本台帳カードが登場します

ります。

これまででは、まずは住んでいた市区町村で転出届の手続を行い、転出証明書を交付してもらった上で、それを持って引越し先の市区町村に向いて転入届を提出しなければなりませんでしたが。

住基カードの交付

住基カードが市区町村長から希望者に交付されます。ただし、市区町村の条例で定められた一定の交付手数料が必要となりますので、詳しくは各市区町村にお問い合わせください。住基カードは写真付き(氏名、生年月日、性別、住所、写真)と、写真なし(氏名のみ)の二種類ですが、写真付きタイプは運転免許証などと同様に公的な証明書として利用できます。

【住基カードの利用法】

住民票の写しの交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用が認められた行政手続の際の本人確認に利用できます。カード内に記録されている住民票コードによって本人確認を行うことができるからです。

また、本年度の実施が予定されている「公的個人認証サービス」の秘密鍵と電子証明書(申請者の氏名、住所などの基本四情報と公開鍵が記録された都道府県知事発行の証明書)の保存用カードとして利用できます。

電子政府・電子自治体の実現により、ほぼすべての行政手続がインターネットを使って行うことができるようになります。その際、問題となるのが送情報の改ざん、第三者からの本人へのなりすましです。本年度の実施が予定されている公的個人認証サービスの電子署名という方法で、秘密鍵と公開鍵によって申請書を暗号化・複合化します。この暗号化・複合化に必要な秘密鍵と公開鍵が記録された電子証明書を住基カードに保存することができるのです。さらに、住基カード内の空きメモリを活用して、市区町村の条例で定める独自のサービスを利用することが出来ます。多くの自治体で活用が予定されている例では、これまで平日の窓口、あるいは郵送でしかとることのできなかつた住民票の写しや印鑑証明証等を自動発行する証明書自動交付機で受けることができたり、これまで電話等で行っていた公共施設の予約や空き状況をカードで確認できるよくなりました。また、図書館の本の貸出し状況などの情報を得ることができるなど、活用

交付される住民基本台帳カード

写真付き(氏名、生年月日、性別、住所、写真)



写真なし(氏名のみ)



政策 フラッシュ

住基ネットの運用に当たっては、大切な個人情報を取扱うことから、セキュリティ面が最も重要な課題となります。そのため、個人情報に関する国際的な基準を十分に踏まえた上で、システム、技術、運用などあらゆる面で十分な対策を行っています。

【保有する情報や利用目的を法律で限定しています】

都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、基本四情報（氏名、生年月日、性別、住所）十一けたの住民票コード、これらの変更情報に限ることを法律に定めています。都道府県や指定情報処理機関が情報提供できる行政機関の範囲、利用目的は、法律・条例によって具体的に限定されています。また、行政機関が提供された情報を目的以外に利用することは禁止されています。

【住民票コードは利用が限定されています】

民間が住民票コードを利用

することは法律で禁止されています。特に、住民票コードの記録されたデータベースを民間が作成したり、契約に際して住民票コードの告知を要求したりすると、刑罰（一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）が科せられます。行政機関が住民票コードを利用できる場合も、法律によって具体的に限定されています。

【外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています】

外部からの侵入の防止……専用回線の利用、二十四時間監視のファイアウォール・IDS（侵入検知装置）の設置により、不正侵入を防止しています。通信を行う時には、データを暗号化し、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、通信相手のなりすましを防止しています。万が一の場合には、個人情報保護を最優先した運営を行います。内部不正利用の防止……地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者

（行政機関等）のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します（二年以下の懲役又は百万円以下の罰金）。また、委託業者が秘密を漏らした場合も同じ刑罰が科せられます。地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関等）においては、操作者識別カードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者だけがコンピュータを操作できるようにしています。

【住民基本台帳カードは個人情報を守るICカードです】

住民基本台帳カードは、高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用することによって、住基ネットでの本人確認はもちろん、公的個人認証サービスでの秘密鍵などの保存用カードとしての利用や、市区町村の条例に規定する独自サービスでの利用など、幅広くかつ安全に行うことができます。

それぞれの利用目的ごとに、正当なカード利用者かどうかの確認を利用者自身が入力す

るパスワードによって行います。ただし、市区町村の独自サービスで利用する場合にパスワード照合を省略する場合があります。

それぞれの利用目的ごとに、正当性を確認します。

個人情報保護するための措置として、利用目的ごとの独立性を確保して、カード内に外部からの不正侵入を防ぐセキュリティシステム、アプリケーションファイアウォールを設けて利用の制限を行います。

住基ネットの個人情報保護対策については、第一次稼働に際して新たに導入した外部監査法人による外部監査などの結果や総務大臣の諮問機関「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」の意見も踏まえ、今後とも国民が安心できるようにシステムの安全性の維持、向上に努めています。

の幅は大きく広がることが期待できます。珍しいものとしては、公立病院の予約をとることができる

サービス、行政手続の申請書を自動的に作成するサービスなどへの利用が予定されています。

電子政府・電子自治体を支えるシステムへ

不正行為には住基ネットの利用を前提とした公的個人認証サービスで対応

電子政府・電子自治体は平成十三年一月にIT戦略本部が掲げた「五年後に世界最先端のIT国家を目指す」という目標を実現するための重点政策です。これまで、

アップし、今後の少子高齢化に対応した適正な人員配置が可能となり、行政サービスの向上につながっていくでしょう。

国民が行政サービスを受けるためには、郵送か行政機関の窓口まで足を運び、資料の提出や申請、届出などの手続を行わなければなりませんでした。一方で、行政機関としても、できるだけ行政サービスを向上させようと支所や出張所の窓口で対応する職員を増やしたり、窓口の開庁時間を延長したりするなどの措置を行ってきました。

住基ネットは、この電子政府・電子自治体を支える基盤となります。インターネット申請を行う場合に懸念されている、送付情報の改ざん、第三者からの本人へのなりすましなどについては公的個人認証サービスの活用により防止します。全国どこにいても受けることのできるこの公的個人認証サービスでは、住基ネットからの情報提供が欠かせません。インターネット申請を受けた行政機関は、申請者から送られてきた電子証明書の有効性(申請者の基本四情報に異動がないかどうか)を住基ネットを活用した異動リストで確認するからです。

電子政府・電子自治体を実現すれば、自宅や勤務先のパソコンから原則二十四時間三百六十五日、いつでもインターネットを通じて行政機関へ様々な申請や届出を行うことができるようになります。また、納税や手数料の交付もインターネットで可能となります。一方で、行政機関でも業務効率が大幅に

政府は、住民から行政機関への申請・届出のほぼすべてを平成十五年度までにインターネットによって行うことができるようにする

住民基本台帳カードの独自利用例

- 1 証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス
- 2 申請書を自動的に作成するサービス
- 3 検診、健康診断又は健康相談の申込み、結果の照会等を行うサービス
- 4 救急医療を受ける際に、あらかじめ登録した本人確認情報を医療機関等に提供するサービス
- 5 災害時等において、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行うサービス
- 6 公共施設の空き照会、予約等を行うサービス
- 7 図書館の利用、図書の貸出し等を行うサービス
- 8 健康保険、老人保健等の資格確認を行うサービス
- 9 介護保険の給付管理等を行うサービス
- 10 高齢者等の緊急通報を行うサービス
- 11 病院の診察券等として利用するサービス
- 12 商店街での利用に応じポイント情報を保存し、これを活用するサービス
- 13 公共交通機関の利用に係るサービス
- 14 地域通貨、電子福祉チケット等に係るサービス
- 15 公共料金等の決済に係るサービス

**政策
フラッシュ**

平成15年度中にサービス開始予定の公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請のイメージ

1
自宅などのパソコンで行政機関などの
ホームページを開き、
申請・届出のページを選択します。

2
様式にしたがって、
キーボードで記入します。

3
住民基本台帳カード等を
パソコンに接続された
リーダーにセットします。



4
「電子署名」をクリックします。

5
「送信」をクリックします。



全体が暗号化され、
行政機関などに送
信されます。

申請書
電子署名
電子証明書

6
行政機関などのサーバが受信。
電子証明書の有効性を確認
電子証明書の公開鍵で電子署名を確認
電子証明書の氏名などと申請書の氏名など
を照合

- 電子署名：特定の秘密鍵により暗号化されたものは、対となる公開鍵のみ複合化が可能であり、オンライン申請の際の送信情報の改ざんや、申請者本人へのなりすましを防止。
- 電子証明書：申請者の氏名、住所などの基本4情報及び公開鍵が記録された都道府県知事発行の証明書。
- 基本4情報：氏名、生年月日、性別、住所。

電子証明書の有効性
(申請者の基本4情報に異動がないか)を
確認するため、住基ネットを活用。

関連サイト紹介

総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/>

トップページの「地方行政」の中にある住民基本台帳ネットワークシステムをクリックすると、システムの概要、第1、2次の稼働内容、住民基本台帳カードについて詳しく知ることができるほか、電子政府・電子自治体におけるシステムの役割が紹介されている。

問い合わせ先
総務省自治行政局市町村課
電話 03-5253-5111(代)

(資料提供・総務省)

このように、この住基ネットを基に電子政府・電子自治体を実現されれば、行政機関への申請・届出手続のほぼすべてがオンライン化し、私たちの生活はさらに便利に変わっていくでしょう。住基ネットは、電子政府・電子自治体の構築を支える基盤なのです。

住基ネットは自分自身を豊かにするシステムと とらえよう

安田 浩

東京大学国際・産学共同研究センター長

昨年8月に住基ネットがスタートし、行政手続の随所で住民票の写しの提出が不要になって、とても便利になりました。住基ネットについては、スタート前から様々な議論がありますが、ネットワーク、ひいてはITを使うことは非常に大きな試みなので、多少の批判があっても当然のこと。それなりに対処しながら、うまく動かしてきたと思います。

8月25日からシステムが第2次稼働します。これを「本格稼働」という人もいますが、この表現は少し違うのではないのでしょうか。住基ネットの「仕事」は、特定のサービスに対して認証を与えること、意義付けを与えることです。それを基にしたサービスの範囲が広がるだけのことで、システムそのものが変わるわけではないのです。ただ単に、本当はやりたかったけれどもできなかった、それを時間的にずれがあったけれどもやる、と簡単に考えればいいのです。

セキュリティについては、システム自体に問題はありません。昨年の設定時に多少のミスはありましたが、こうして1年間、それなりのチェックをしながら運用してきたわけですから、設定時のミスはクリアしたとっていいでしょう。あとは、住基ネットを利用して本人確認を行うユーザーの問題になります。ユーザーが教育を受けていなければ、設定が万全であっても意味がない。さらには、各自治体がシステムを活用したサービスを増やしていくのですから、そこで設定を変える必要性が出てきます。その設定を変える人にも十分な教育を受けてもらうことが重要です。

最初の設定は、全国一律ですから専門家が行了いましたが、これからはそれぞれに任されていきます。それぞれの立場の人たちが意識を持って運用していくことが大切です。人間ですからミスは起こると思いますが、システムにはミスを最小化する工夫が随所になされています。さらにそれを万全なものにするならば、定期的なチェックを義務付ける法律が必要になりますし、今、第三者の監査の必要性も議論されているところです。

住基ネットを説明するときに、根本は何かということが足りないように思います。何のためにやるのか。行政の効率化、住民サービスの向上はもちろんですが、基本は自分が豊かになるためのものです。決してシステムありきではありません。例えば、テニスをやりたいからコート予約したいという時に、コートまで行くのは遠いけれども地域センターなら近くにあるから、そこで予約ができれば便利だなと。そういう話なのです。そうなると、ネットワーク化されたから便利だ、ということになる。実際に使い出せば実感できると思



いますが、システムのいいところは、目先の利便性だけではないということを知ってほしいですね。

今後の大きな課題としては、国民に便利だと感じさせるような意識改革が必要でしょう。そして、さらにサービスの幅を広げるように各自治体が工夫してほしいと思います。

住基ネットは電子政府、電子自治体の基盤になります。このシステムがなければ行政のIT化には対応できません。IT化というとパソコンに触れなければいけないという意識がありますが、そうではなくて、電子政府・電子自治体を実現して、個人の認証や特定をする場合にネットワーク化されているととても便利で、住基カードを持っていけばよりスムーズになるという意識でとらえ、特別な意識をせずに使ってほしい。社会自体がまだそういう意識になっていませんが、こういった社会が実現すれば、電子政府・電子自治体そのものの実現も、よりスムーズに進むのではないのでしょうか。

電子政府・電子自治体の究極の目的は、自治体同士で競争しなさいということにあると思っています。電子政府・電子自治体を実現して、職員を伝票処理などの机上の作業から解放すれば、職員に時間の余裕が生まれます。その「余裕」でネットワークを活用してみましょ。地域の情報を発信したら、たくさんの人や企業が地域に来て活性化された、という方向にもっていければ万々歳です。それには、ネットワーク化が不可欠であり、電子自治体を支える住基ネットが大事な役割を果たすことになるのです。

政 策
フラッシュ